



茨城労働局発表
平成26年11月26日

担 当	職業安定部職業対策課		
	課長	綿引	基順
	地方障害者雇用担当官	高安	祐一
	電話	029(224)6219	

民間企業の実雇用率は1.75% ～平成26年 障害者雇用状況の集計結果～

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けており、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について報告を求めています。

茨城労働局では、このほど、平成26年6月1日現在における同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

なお、今回の集計結果を踏まえ、P4(5)のとおり労働局とハローワークが一丸となって、未達成企業の解消に取り組みます。

【集計結果の主なポイント】

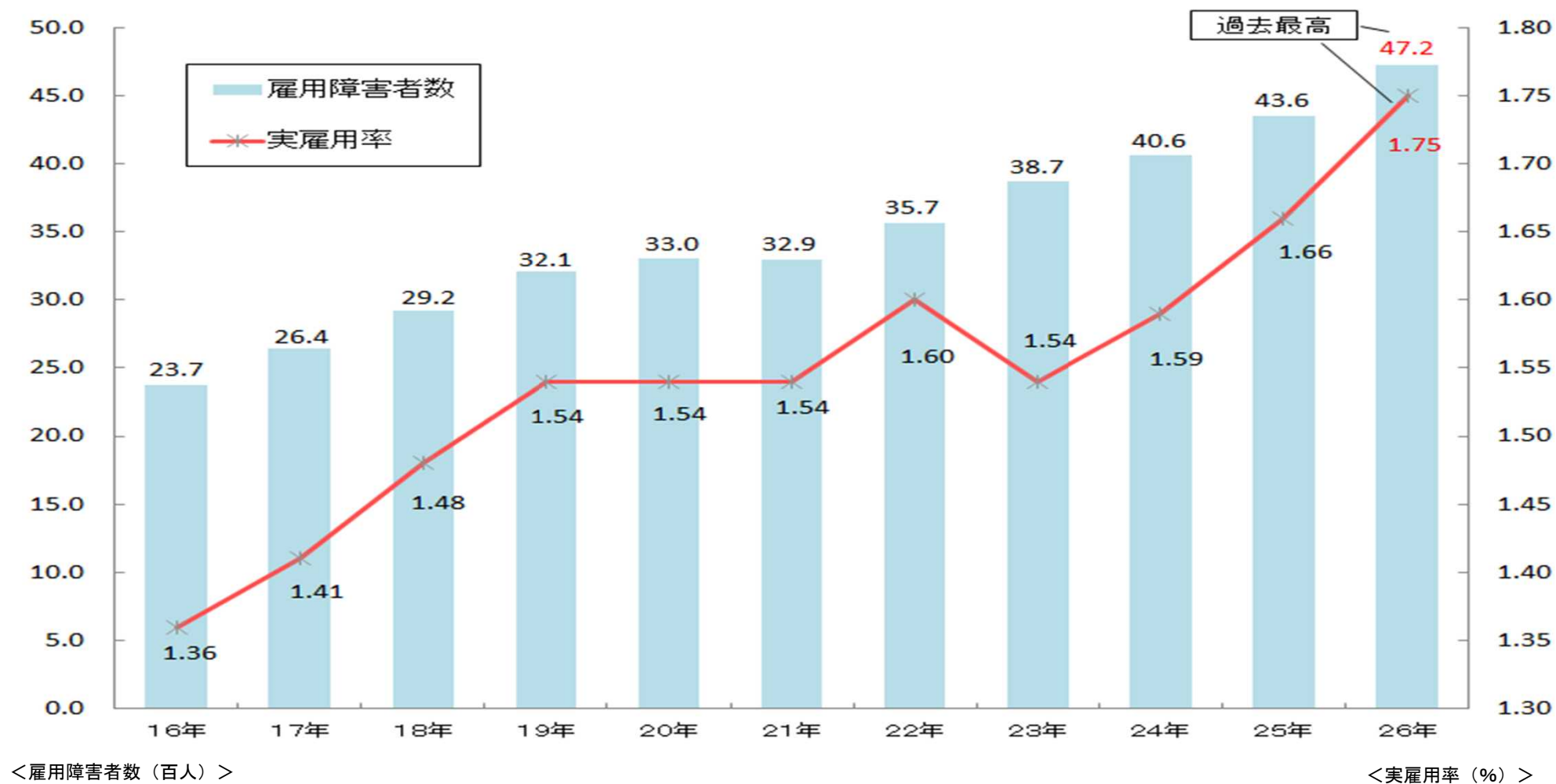
- 1 【民間企業】[法定雇用率2.0%] ※（ ）は前年の値
○雇用障害者数、実雇用率は過去最高を更新。【次ページのグラフ参照】
 - ・雇用障害者数は4,722.5人（4,355.0人）前年比8.4%、367.5人増加
 - ・実雇用率は1.75%（1.66%）前年より0.09ポイント増加
 - ・法定雇用率達成企業の割合は50.2%（47.4%）前年より2.8ポイント増加
- 2 【公的機関等】[同2.3%、都道府県の教育委員会は同2.2%] ※（ ）は前年の値
○茨城県及び市町村等全てで法定雇用率を達成
 - ・茨城県の機関：雇用障害者数157.5人（151.0人）、実雇用率2.36%（2.27%）
 - ・茨城県教育委員会：雇用障害者数369.5人（374.0人）、実雇用率2.24%（2.27%）
 - ・市町村等：雇用障害者数532.5人（520.0人）、実雇用率2.43%（2.37%）
- 3 【独立行政法人など】[同2.3%] ※（ ）は前年の値
○18機関中17機関で法定雇用率を達成。（なお、未達成機関は10月1日現在で法定雇用率達成）。
 - ・雇用障害者数602.5人（588.0人）、実雇用率2.54%（2.47%）

※雇用障害者数のカウント方法については、P7の※2、※3参照

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

民間企業の雇用障害者数と実雇用率の推移

2



(注)平成22年7月において雇用障害者数のカウント方法が見直されるなどの制度改正が行われるなどしているため、各年度ごとの単純比較はできないものであること。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

（1）雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

（別添第1表）

- ① 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）における雇用障害者数は4,722.5人で、前年より8.4%（367.5人）増加した。
- ② 雇用障害者のうち、身体障害者は3,287.5人（対前年比4.5%）、知的障害者は1140.0人（同14.7%）、精神障害者は295.0人（同35.9%）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の増加が大きい。
- ③ 実雇用率は1.75%（前年は1.66%）、法定雇用率達成企業の割合は50.2%（同47.4%）であった。

（2）企業規模別の状況（別添第2表） ※（ ）は前年の値

- ① 雇用されている障害者数についてみると、50～100人未満規模企業で601.0人（543.5人）、100～300人未満は1,397.0人（1,314.5人）、300～500人未満は602.0人（549.0人）、500～1,000人未満は596.5人（530.5人）、1,000人以上は1,526.0人（1,417.5人）であった。
- ② 実雇用率についてみると、50～100人未満で1.32%（1.26%）、100～300人未満は1.69%（1.59%）、300～500人未満は1.61%（1.49%）、500～1,000人未満は2.11%（2.10%）、1,000人以上は2.0%（1.89%）であった。
なお、民間企業全体の実雇用率1.75%（1.66%）と比較すると、500人～1000人未満規模企業と1,000人以上規模企業が上回っている。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合についてみると、50～100人未満で51.5%（48.2%）、100～300人未満は48.7%（47.5%）、300～500人未満は44.0%（39.3%）、500～1,000人未満は58.7%（56.1%）、1,000人以上は56.3%（46.9%）であった。
民間企業全体の割合50.2%（47.4%）と比較すると、50～100人未満規模企業と500～1,000人未満規模企業及び1,000人以上規模企業が上回っている。

(3) 産業別の状況 (別添第3表)

- ① 産業別についてみると、雇用されている障害者数は、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」及び「学術研究、専門・技術サービス業」以外の全ての業種で前年を上回った。
- ② 実雇用率についてみると、「農、林、漁業」(1.82%)、「製造業」(1.94%)、「卸売業、小売業」(1.78%)、「金融業、保険業」(1.83%)「医療、福祉」(1.78%)の5業種は、民間企業全体の実雇用率(1.75%)を上回った。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合についてみると、「農・林・漁業」(80.0%)、「製造業」(55.9%)、「運輸業、郵便業」(50.4%)、「宿泊業、飲食サービス業」(58.3%)「医療、福祉」(57.4%)、「複合サービス業」(60.7%)の6業種は、民間企業全体の法定雇用率達成企業の割合(50.2%)を上回った。

(4) 法定雇用率未達成企業の状況 (別添第4表)

- ① 法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人から1人である企業(1人不足企業)が、69.5%と過半数を占めている(1人不足企業のうち300人未満の企業が、94.2%を占める)。
- ② 法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、58.0%を占めている。

(5) 今後の取組

本県の障害者実雇用率が全国実雇用率を下回っていることから、茨城労働局・ハローワークでは次の点について推進いたします。

- ① 雇用率未達成企業に対する指導
ハローワークでは、平成27年4月から障害者雇用納付金制度の納付金対象企業が企業規模200人超から100人を超える企業に拡大されることから、新たに同制度の対象となる企業を中心に、訪問による指導を図ります。
- ② 障害者就職面接会の開催
ハローワークにおいては、雇用率未達成企業に対して面接会への参加を要請します。
- ③ 茨城障害者職業センター等との連携強化
ハローワークにおいては、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、職場適応援助及び同行紹介等、未達成企業への就職支援を行い、着実な雇用に結びつけます。

④ 障害者雇用の促進に向けたPR活動の展開

茨城労働局・ハローワークにおいては、茨城県とも連携し、経済団体等への要請活動、ポスターの掲示、各種広報誌の発行などを通じて、さらなる障害者雇用の促進に向けたPR活動に努めます。

2 地方公共団体及び独立行政法人等における在職状況

地方公共団体及び独立行政法人等については、民間企業に率先垂範して障害者の雇用を推進すべき立場にあるため、平成18年より雇用状況について発表を行っている。

(1) 茨城県の機関[法定雇用率2.3%] (別添第5表)

茨城県の機関に在職している障害者の数は157.5人で、前年より4.3%(6.5人)増加しており、実雇用率は2.36%と、前年に比べ0.09ポイント上昇した。

(2) 茨城県教育委員会[法定雇用率2.2%] (別添第6表)

茨城県教育委員会に在職している障害者の数は369.5人で、前年より1.2%(4.5人)低下しており、実雇用率は2.24%と、前年に比べ0.03ポイント低下した。

(3) 市町村の機関[法定雇用率2.3%] (別添第7表)

市町村の機関に在職している障害者の数は532.5人で、前年より2.4%(12.5人)増加しており、実雇用率は2.43%と、前年に比べ0.06ポイント上昇した。

(4) 独立行政法人等[法定雇用率2.3%] (別添第8表)

独立行政法人等に在職している障害者の数は602.5人で、前年より2.5%(14.5人)増加しており、実雇用率は、2.54%と、前年に比べ0.07ポイント上昇した。

1機関が未達成であったが、平成26年10月1日現在で達成した。

◎ 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.82	0.06	44.7	2.0	38,760	86,648
北海道	1.90	0.05	47.6	2.0	1,512	3,179
青森	1.83	0.05	47.2	0.9	405	858
岩手	1.93	0.06	52.9	3.3	478	904
宮城	1.74	0.03	45.7	2.7	623	1,364
秋田	1.77	0.10	55.1	4.0	375	680
山形	1.88	0.09	51.6	1.3	446	864
福島	1.76	0.07	47.9	1.3	604	1,260
茨城	1.75	0.09	50.2	2.8	696	1,387
栃木	1.76	0.08	51.1	4.9	534	1,046
群馬	1.79	0.06	51.6	3.5	668	1,295
埼玉	1.80	0.09	43.7	3.8	1,195	2,737
千葉	1.77	0.06	47.5	3.2	989	2,082
東京	1.77	0.05	30.3	1.9	5,393	17,827
神奈川	1.75	0.07	41.6	1.6	1,741	4,184
新潟	1.75	0.10	49.8	5.1	840	1,688
富山	1.85	0.05	54.7	0.4	521	952
石川	1.82	0.13	51.8	3.4	480	927
福井	2.26	△0.01	53.5	2.2	345	645
山梨	1.79	0.09	51.5	5.2	274	532
長野	1.96	0.08	57.2	3.7	840	1,468
岐阜	1.79	0.05	51.0	2.0	688	1,350
静岡	1.80	0.08	47.6	1.6	1,235	2,597
愛知	1.74	0.06	41.9	1.3	2,279	5,444
三重	1.79	0.19	52.2	5.8	521	999
滋賀	1.87	0.06	54.9	3.1	413	752
京都	1.95	0.02	47.4	0.5	773	1,630
大阪	1.81	0.05	42.6	1.9	3,008	7,060
兵庫	1.90	0.06	49.1	1.7	1,479	3,010
奈良	2.22	0.00	56.2	0.4	295	525
和歌山	2.06	0.03	57.0	△0.2	302	530
鳥取	1.88	0.11	50.6	△3.0	209	413
島根	2.02	0.13	61.6	4.4	322	523
岡山	2.16	0.23	50.0	2.1	654	1,307
広島	1.90	0.06	45.1	0.9	921	2,044
山口	2.46	0.13	52.5	2.9	443	844
徳島	1.90	0.12	57.5	4.2	233	405
香川	1.88	0.02	56.5	△2.7	434	768
愛媛	1.74	0.01	47.0	3.1	424	902
高知	2.04	0.10	54.5	0.1	268	492
福岡	1.80	0.04	46.2	0.6	1,495	3,239
佐賀	2.27	0.10	66.4	2.8	355	535
長崎	2.15	0.05	55.7	1.8	517	928
熊本	2.14	0.06	52.7	1.2	593	1,125
大分	2.28	0.13	55.4	0.4	403	727
宮崎	2.15	0.11	63.4	4.1	455	718
鹿児島	2.02	0.00	57.8	1.6	617	1,068
沖縄	2.15	0.03	55.8	2.8	465	834

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|---|---------------------|-------|------|----------------|--|--|-------|-------|------|--|--|--|---------------------|--|--|----------------|--|--|
| ○ 民間企業 | …………… | { <table border="0"> <tr> <td>一般の民間企業</td> <td>……………</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(50人以上規模の企業)</td> </tr> <tr> <td>特殊法人等</td> <td>……………</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> { <table border="0"> <tr> <td>労働者数43.5人以上規模の特殊法人、</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人、国立大学法人等</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table> | 一般の民間企業 | …………… | 2.0% | (50人以上規模の企業) | | | 特殊法人等 | …………… | 2.3% | { <table border="0"> <tr> <td>労働者数43.5人以上規模の特殊法人、</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人、国立大学法人等</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | | | 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 | | | 独立行政法人、国立大学法人等 | | |
| | | | 一般の民間企業 | …………… | 2.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| (50人以上規模の企業) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特殊法人等 | …………… | 2.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| { <table border="0"> <tr> <td>労働者数43.5人以上規模の特殊法人、</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人、国立大学法人等</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | | | 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 | | | 独立行政法人、国立大学法人等 | | | | | | | | | | | | | | |
| 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 独立行政法人、国立大学法人等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | 2.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (43.5人以上規模の機関) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | 2.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (45.5人以上規模の機関) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

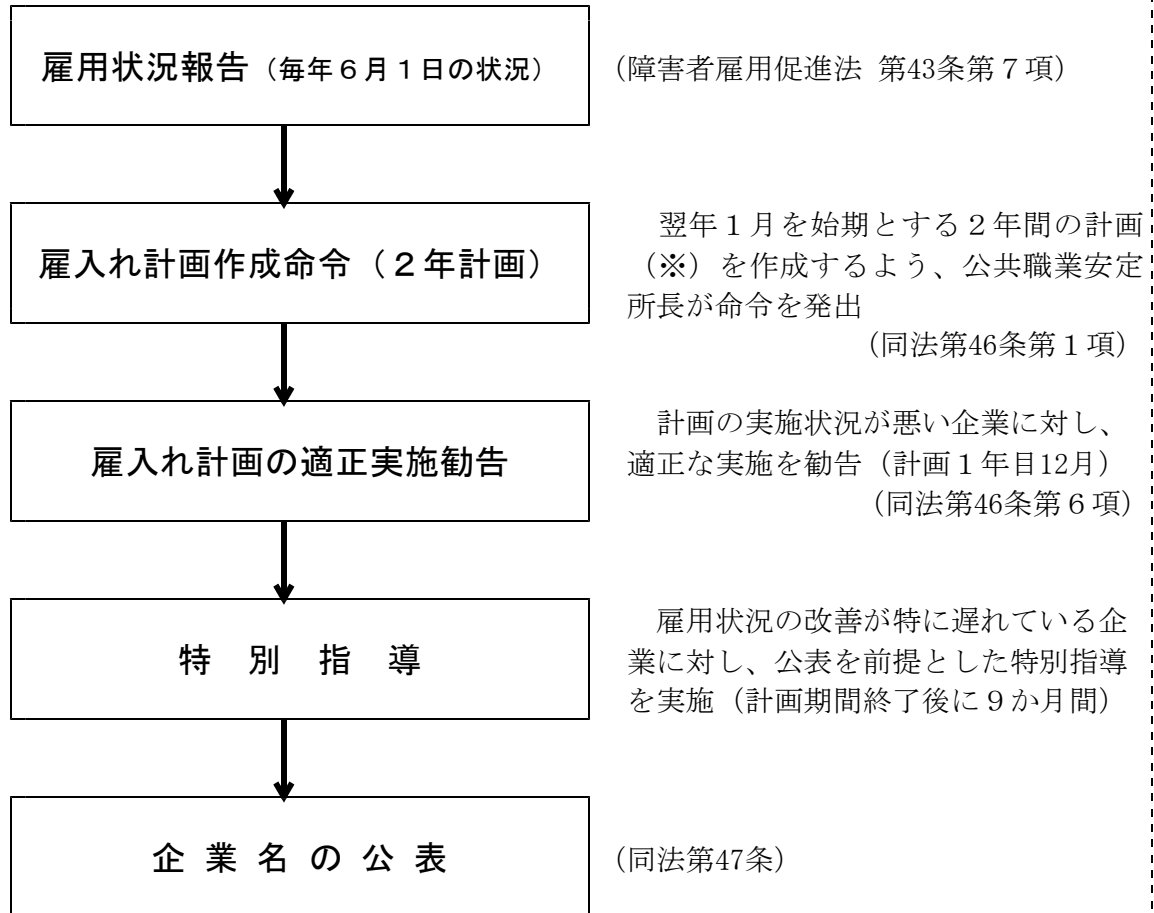
※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成25年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 193社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 206社
 - * 「特別指導」の実施 52社
- 雇入れ計画を実施中の企業 617社(25年度)
- 企業名の公表
 - 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
 - 18年度 2社、19年度 3社(うち1社は再公表)、20年度 4社、
 - 21年度 7社(うち1社は再公表)、22年度 6社(うち2社は再公表)
 - 23年度 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

障害者の雇用状況

茨城労働局職業安定部職業対策課

平成26年6月1日現在の「障害者雇用状況報告」結果概要は次のとおりである。

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）

県内に本社を置く従業員規模50人以上の企業を報告対象としたものである。

報告対象は1,387企業で、雇用されている障害者数は4,722.5人、実雇用率は1.75%、雇用率達成企業の割合は50.2%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第1表 民間企業における障害者雇用状況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A 重度身体障害者	B 重度身体障害者以外	C 短時間重度身体障害者	D 短時間重度身体障害者以外	E 重度知的障害者	F 重度知的障害者以外	G 短時間重度知的障害者	H 短時間重度知的障害者以外	I 精神障害者	J 短時間精神障害者	K 身体計 (A×2+B+C+D×0.5)	L 知的計 (E×2+F+G+H×0.5)	M 精神計 (I+L×0.5)	障害者数合計 (K+L+M)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
調査日																			
平成26年6月1日	1,387	270,032.0	929	1,235	119	151	198	616	48	160	243	104	3,287.5	1,140.0	295.0	4,722.5	1.75	696	50.2
平成25年6月1日	1,351	262,791.0	932	1,116	98	133	161	565	40	133	167	100	3,144.5	993.5	217.0	4,355.0	1.66	641	47.4

(注1) 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

(注2) 重度身体障害者又は重度知的障害者については、1人の雇用をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてダブルカウントされる。

(注3) 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

(注4) 平成18年4月1日からは、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）である労働者（短時間労働者は1人をもって0.5人分）も雇用率の対象となった。

第2表 民間企業における規模別障害者雇用状況

区分	年度	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A 重度身体障害者	B 重度身体障害者以外	C 短時間重度身体障害者	D 短時間重度身体障害者以外	E 重度知的障害者	F 重度知的障害者以外	G 短時間重度知的障害者	H 短時間重度知的障害者以外	I 精神障害者	J 短時間精神障害者	K 身体計 (A×2+B+C+D×0.5)	L 知的計 (E×2+F+G+H×0.5)	M 精神計 (I+L×0.5)	障害者数合計 (K+L+M)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
50～	26年	658	45,675.5	100	190	18	21	19	79	7	26	37	17	418.5	137.0	45.5	601.0	1.32	339	51.5
	100人未満 25年	628	43,297.5	99	174	18	19	16	73	4	10	25	10	399.5	114.0	30.0	543.5	1.26	303	48.2
100～	26年	542	82,463.0	265	418	35	55	45	181	14	45	63	32	1,010.5	307.5	79.0	1,397.0	1.69	264	48.7
	300人未満 25年	543	82,627.0	274	366	25	50	38	164	14	54	53	33	964.0	281.0	69.5	1,314.5	1.59	258	47.5
300～	26年	109	37,298.0	124	152	17	17	23	65	10	21	41	8	425.5	131.5	45.0	602.0	1.61	48	44.0
	500人未満 25年	107	36,756.5	123	137	18	15	20	61	5	11	24	10	408.5	111.5	29.0	549.0	1.49	42	39.3
500～	26年	46	28,244.5	111	140	21	17	44	72	5	12	30	8	391.5	171.0	34.0	596.5	2.11	27	58.7
	1,000人未満 25年	41	25,294.0	97	124	13	15	37	71	10	11	20	23	338.5	160.5	31.5	530.5	2.10	23	56.1
1,000人	26年	32	76,351.0	329	335	28	41	67	219	12	56	72	39	1,041.5	393.0	91.5	1,526.0	2.00	18	56.3
	以上 25年	32	74,816.0	339	315	24	34	50	196	7	47	45	24	1,034.0	326.5	57.0	1,417.5	1.89	15	46.9
合計	26年	1,387	270,032.0	929	1,235	119	151	198	616	48	160	243	104	3,287.5	1,140.0	295.0	4,722.5	1.75	696	50.2
	25年	1,351	262,791.0	932	1,116	98	133	161	565	40	133	167	100	3,144.5	993.5	217.0	4,355.0	1.66	641	47.4

第3表 民間企業における産業別障害者雇用状況

区分 産業別	年度	企業数	法定雇用障害者数の算定となる労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	障害者数合計 (K+L+M)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合	
				重度身体障害者	重度身体障害者以外	短時間重度身体障害者	短時間重度身体障害者以外	重度知的障害者	重度知的障害者以外	短時間重度知的障害者	短時間重度知的障害者以外	精神障害者	短時間精神障害者	身体計 (A×2+B+C+D×0.5)	知的計 (E×2+F+G+H×0.5)	精神計 (I+J×0.5)					
農、林、漁業	26年	5	495.5	1	1	0	0	0	6	0	0	0	0	0	3.0	6.0	0.0	9.0	1.82	4	80.0
	25年	4	425.0	1	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	3.0	4.0	0.0	7.0	1.65	2	50.0
鉱業、採石業、砂利採取業	26年	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0	—
	25年	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0	—
建設業	26年	33	3,462.5	12	13	0	0	1	0	0	0	2	0	37.0	2.0	2.0	41.0	1.18	14	42.4	
	25年	32	3,263.0	10	12	0	0	1	0	0	0	2	0	32.0	2.0	2.0	36.0	1.10	13	40.6	
製造業	26年	435	81,428.0	316	447	13	16	79	236	7	12	72	8	1,100.0	407.0	76.0	1,583.0	1.94	243	55.9	
	25年	425	81,317.0	327	427	16	14	69	216	7	10	60	4	1,104.0	366.0	62.0	1,532.0	1.88	224	52.7	
電気・ガス・熱供給・水道業	26年	7	760.5	2	3	0	0	0	0	0	0	1	0	7.0	0.0	1.0	8.0	1.05	3	42.9	
	25年	6	691.5	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	9.0	0.0	0.0	9.0	1.30	4	66.7	
情報通信業	26年	33	9,156.5	40	34	1	2	0	0	1	1	10	0	116.0	1.5	10.0	127.5	1.39	7	21.2	
	25年	33	8,812.5	40	43	1	2	0	0	0	1	8	1	125.0	0.5	8.5	134.0	1.52	10	30.3	
運輸業、郵便業	26年	115	19,101.5	50	118	4	10	10	52	3	11	15	2	227.0	80.5	16.0	323.5	1.69	58	50.4	
	25年	108	17,025.5	53	94	2	8	9	39	3	7	9	6	206.0	63.5	12.0	281.5	1.65	53	49.1	
卸売業、小売業	26年	146	52,670.5	131	178	37	48	61	178	19	74	60	45	501.0	356.0	82.5	939.5	1.78	59	40.4	
	25年	153	51,471.5	127	150	27	35	49	169	13	68	25	40	448.5	314.0	45.0	807.5	1.57	56	36.6	
金融業、保険業	26年	13	10,857.5	64	47	4	4	3	5	0	0	7	0	181.0	11.0	7.0	199.0	1.83	4	30.8	
	25年	14	10,970.0	61	43	5	7	0	2	0	0	6	1	173.5	2.0	6.5	182.0	1.66	3	21.4	
不動産業、物品賃貸業	26年	14	2,356.0	7	7	1	0	0	3	0	0	1	2	22.0	3.0	2.0	27.0	1.15	2	14.3	
	25年	13	2,257.0	5	8	1	0	0	3	0	0	0	1	19.0	3.0	0.5	22.5	1.00	2	15.4	
学術研究、専門・技術サービス業	26年	25	3,410.0	13	15	1	0	0	0	0	0	4	0	42.0	0.0	4.0	46.0	1.35	12	48.0	
	25年	22	3,233.5	16	13	1	0	0	0	0	0	2	0	46.0	0.0	2.0	48.0	1.48	10	45.5	
宿泊業、飲食サービス業	26年	24	3,085.5	4	5	3	2	2	14	0	9	4	1	17.0	22.5	4.5	44.0	1.43	14	58.3	
	25年	25	3,107.0	6	2	3	3	1	12	1	7	3	0	18.5	18.5	3.0	40.0	1.29	11	44.0	
生活関連サービス業、娯楽業	26年	53	7,050.0	11	21	3	5	3	9	1	4	10	7	48.5	18.0	13.5	80.0	1.13	20	37.7	
	25年	49	6,917.0	12	18	2	9	2	9	3	1	6	11	48.5	16.5	11.5	76.5	1.11	22	44.9	
教育、学習支援業	26年	26	3,141.5	14	10	0	0	2	0	0	0	2	0	38.0	4.0	2.0	44.0	1.40	12	46.2	
	25年	26	3,052.0	12	8	0	0	1	0	0	0	0	0	32.0	2.0	0.0	34.0	1.11	10	38.5	
医療、福祉	26年	310	44,585.5	168	198	26	28	27	86	15	41	28	28	574.0	175.5	42.0	791.5	1.78	178	57.4	
	25年	300	42,701.0	163	173	19	24	21	79	12	32	22	26	530.0	149.0	35.0	714.0	1.67	160	53.3	
複合サービス業	26年	28	6,253.0	25	24	5	4	4	7	0	1	8	4	81.0	15.5	10.0	106.5	1.70	17	60.7	
	25年	26	5,808.0	24	14	5	2	3	9	0	1	9	6	68.0	15.5	12.0	95.5	1.64	13	50.0	
サービス業(他に分類されないもの)	26年	120	22,218.0	71	114	21	32	6	20	2	7	19	7	293.0	37.5	22.5	353.0	1.59	49	40.8	
	25年	115	21,739.5	72	107	16	29	5	23	1	6	15	4	281.5	37.0	17.0	335.5	1.54	48	41.7	
合計	26年	1,387	270,032.0	929	1,235	119	151	198	616	48	160	243	104	3,287.5	1,140.0	295.0	4,722.5	1.75	696	50.2	
	25年	1,351	262,791.0	932	1,116	98	133	161	565	40	133	167	100	3,144.5	993.5	217.0	4,355.0	1.66	641	47.4	

第4表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分 規模別	法定雇用率未達成企業の数	未達成企業のうち障害者の数が0人である企業数					
		うち0.5人又は1人不足	うち1.5人又は2人不足	うち2.5人又は3人不足	うち3.5人又は4人不足	うち5人以上不足	
計	691	480	127	46	23	15	401
	100.0%	69.5%	18.4%	6.7%	3.3%	2.2%	58.0%
50～100人未満	319	319	0	0	0	0	306
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	95.9%
100～300人未満	278	133	112	26	6	1	93
	100.0%	47.8%	40.3%	9.4%	2.2%	0.4%	33.5%
300～500人未満	61	20	8	14	13	6	2
	100.0%	32.8%	13.1%	23.0%	21.3%	9.8%	3.3%
500～1,000人未満	19	6	4	4	1	4	0
	100.0%	31.6%	21.1%	21.1%	5.3%	21.1%	0.0%
1,000人以上	14	2	3	2	3	4	0
	100.0%	14.3%	21.4%	14.3%	21.4%	28.6%	0.0%

2 茨城県の機関及び市町村等における雇用状況

都道府県及び市町村等の障害者任免状況通報対象機関（法定雇用率2.3%）は、算定基礎職員数43.5人以上の機関を対象としたものである。

茨城県の機関の通報対象は4機関で、雇用されている障害者数は157.5人、実雇用率は2.36%、市町村等の通報機関は54機関で、雇用されている障害者数は532.5人、実雇用率は2.43%となっている。

また、都道府県の教育委員会（法定雇用率2.2%）は、算定基礎職員数45.5人以上の機関を通報対象としたものである。

茨城県教育委員会では、雇用されている障害者数は369.5人、実雇用率は2.24%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第5表 県の機関の雇用状況

区分 機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	6,684.0 (6,653.0)	157.5 (151.0)	2.36 (2.27)	0.0 (1.0)	()内は、平成25年6月1日現在の数値。
茨城県知事部局	5,312.0	127.5	2.40	0.0	
茨城県病院局	547.5	12.0	2.19	0.0	
茨城県企業局	193.5	4.0	2.07	0.0	
茨城県警察本部	631.0	14.0	2.22	0.0	

第6表 県教育委員会の雇用状況

区分 機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
茨城県教育委員会	16,520.0 (16,511.5)	369.5 (374.0)	2.24 (2.27)	0.0 (0.0)	()内は、平成25年6月1日現在の数値。

注1

①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数を切り捨て)から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

第7表 市町村等の雇用状況

区分 機関名	① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	21,873.5 (21,929.5)	532.5 (520.0)	2.43 (2.37)	0.0 (7.5)	()内は、平成25年6月1日現在の数値。
1 水戸市役所	1,103.0	28.0	2.54	0.0	
2 水戸市教育委員会	344.0	8.0	2.33	0.0	
3 水戸市水道部	113.0	4.0	3.54	0.0	
4 ひたちなか市役所	861.5	21.5	2.50	0.0	特例認定あり。
5 那珂市役所	446.5	10.0	2.24	0.0	特例認定あり。
6 茨城町役場	246.0	5.0	2.03	0.0	特例認定あり。
7 大洗町役場	150.0	4.0	2.67	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
8 城里町役場	169.0	4.0	2.37	0.0	
9 城里町教育委員会	64.0	2.0	3.13	0.0	
10 東海村役場	468.5	13.0	2.77	0.0	特例認定あり。
11 笠間市役所	755.0	17.5	2.32	0.0	特例認定あり。
12 日立市役所	1,133.0	26.0	2.29	0.0	特例認定あり。
13 筑西市役所	712.0	17.0	2.39	0.0	
14 筑西市教育委員会	129.0	3.0	2.33	0.0	
15 結城市役所	316.0	7.0	2.22	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
16 桜川市役所	471.5	10.0	2.12	0.0	特例認定あり。
17 県西総合病院	160.5	3.0	1.87	0.0	
18 下妻市役所	341.0	9.0	2.64	0.0	
19 下妻市教育委員会	130.0	3.0	2.31	0.0	
20 八千代町役場	171.0	4.0	2.34	0.0	特例認定あり。
21 土浦市役所	797.0	19.5	2.45	0.0	特例認定あり。
22 つくば市役所	1,172.0	26.0	2.22	0.0	
23 つくば市教育委員会	167.0	4.0	2.40	0.0	
24 かすみがうら市役所	380.0	10.0	2.63	0.0	特例認定あり。
25 阿見町役場	292.0	6.0	2.05	0.0	特例認定あり。
26 古河市役所	904.0	21.0	2.32	0.0	特例認定あり。
27 境町役場	299.0	8.0	2.68	0.0	特例認定あり。
28 五霞町役場	94.0	3.0	3.19	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
29 常総市役所	476.0	12.0	2.52	0.0	特例認定あり。
30 守谷市役所	427.0	9.0	2.11	0.0	特例認定あり。
31 坂東市役所	599.5	15.0	2.50	0.0	特例認定あり。
32 つくばみらい市	355.5	8.0	2.25	0.0	
33 つくばみらい市教育委員会	127.5	2.0	1.57	0.0	

区分		① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
機関名						
34	石岡市	614.5	15.0	2.44	0.0	特例認定あり。
35	小美玉市役所	397.5	11.0	2.77	0.0	特例認定あり。
36	常陸大宮市役所	437.0	12.0	2.75	0.0	特例認定あり。
37	常陸太田市役所	365.0	10.0	2.74	0.0	
38	常陸太田市教育委員会	87.0	5.0	5.75	0.0	
39	大子町役場	198.0	5.0	2.53	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
40	龍ヶ崎市役所	469.5	11.0	2.34	0.0	特例認定あり。
41	取手市役所	515.0	13.0	2.52	0.0	
42	取手市教育委員会	100.0	3.0	3.00	0.0	
43	牛久市役所	337.0	8.0	2.37	0.0	特例認定あり。
44	稲敷市役所	473.5	10.0	2.11	0.0	特例認定あり。
45	利根町役場	160.0	3.0	1.88	0.0	特例認定あり。
46	河内町役場	110.0	5.0	4.55	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
47	美浦村役場	126.0	3.0	2.38	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
48	高萩市役所	290.0	7.0	2.41	0.0	特例認定あり。
49	北茨城市役所	475.5	12.0	2.52	0.0	特例認定あり。
50	鹿嶋市役所	696.0	16.0	2.30	0.0	特例認定あり。
51	潮来市役所	279.0	8.0	2.87	0.0	特例認定あり。
52	神栖市役所	604.5	15.0	2.48	0.0	特例認定あり。
53	行方市役所	354.5	8.0	2.26	0.0	特例認定あり。
54	鉾田市役所	409.0	10.0	2.44	0.0	特例認定あり。

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

4 特例認定とは、市町村部局及び教育委員会等機関の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に限り、特例的に、教育委員会等の機関に勤務する職員を当該市町村部局に勤務する職員とみなすものである。

3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.3%）

県内に本部を置く算定基礎労働者数43.5人以上の機関を対象としたものである。
報告対象は18機関で、雇用されている障害者数は602.5人、実雇用率は2.54%となっている。
以下詳細については、次表のとおりである。

第8表 独立行政法人等の雇用状況

区分		① 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労働 者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
機関名						
計		23,691.5 (23,784.5)	602.5 (588.0)	2.54 (2.47)	2.0 (3.0)	()内は、平成25年6月1日現在の数値。
1	(独)建築研究所	146.5	5.0	3.41	0.0	
2	(独)国際農林水産業研究センター	289.5	8.0	2.76	0.0	
3	(独)国立環境研究所	713.5	17.0	2.38	0.0	
4	(独)産業技術総合研究所	4,298.5	105.0	2.44	0.0	
5	(独)種苗管理センター	321.5	10.0	3.11	0.0	
6	(独)森林総合研究所	1,147.0	32.5	2.83	0.0	
7	(独)土木研究所	602.5	13.0	2.16	0.0	
8	(独)日本原子力研究開発機構	4,486.5	110.0	2.45	0.0	
9	(独)農業環境技術研究所	279.0	8.0	2.87	0.0	
10	(独)農業・食品産業技術総合研究機構	3,818.0	96.0	2.51	0.0	
11	(独)農業生物資源研究所	660.0	16.0	2.42	0.0	
12	(独)物質・材料研究機構	1,245.0	30.0	2.41	0.0	
13	(独)防災科学技術研究所	254.0	6.0	2.36	0.0	
14	(独)教員研修センター	49.5	3.0	6.06	0.0	
15	(国)茨城大学	589.0	14.0	2.38	0.0	
16	(国)筑波技術大学	156.5	25.0	15.97	0.0	
17	(国)筑波大学	3,647.5	84.0	2.30	0.0	
18	(大学共同)高エネルギー加速器研究機構	987.5	20.0	2.03	2.0	平成26年10月1日現在で、障害者数22.0、実雇用率2.21%、不足数0人となった。

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。